

質 問 回 答 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2024 年 2 月 5 日

「(案件名) ブルキナファソ国灌漑改修・維持管理強化計画準備調査(QCBS - ランプサム型)」
(公示日:2024 年 1 月 24 日/調達管理番号:23a00834)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 章 特記仕様書案 【2】第 3 条 (8) 調達方式の検討方針 (現地企業活用型による実施の場合)(P16)	現地企業活用型による実施(競争入札による現地業者を選定)を第一想定として、調査・検討すべき事業の対象は、【施設】①ワガドゥグ機材整備場の改修、および②公道へ至る道路の舗装のみであり、【機材】整備は本邦企業の活用が前提という理解で相違ないでしょうか。	【機材】整備についても現地企業活用を第一想定としつつ、調査の中で第 3 条(8)に記載の留意事項を踏まえ、第 4 条(10)の通り調達事情を調査のうえ、現地企業活用型の適否を確認してください。
2	別紙「案件概要」 4.事業効果 (1) 定量的効果 (P34)	重機により「整備」された灌漑区面積(ha/年)とは、重機により「改修された」 既設 の灌漑区面積が対象であり、<新規灌漑設備等の開発>は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通り既設の灌漑施設の改修を想定しています。
3	P28 第 5 条 成果品 本業務で作成・提出する報告書等及び数量	インセプション・レポート、現地調査結果概要の言語が英語・仏語とされていますが、こちらは間違えないでしょうか。	日本語・仏語の誤りです。

4	P31 第 6 条 再委託	見積の取扱が本見積とされていますが、再委託は定額計上とされていますので、P39 に記載の通り、プロポーザル提出時の見積には含めないという理解でよろしいでしょうか。	プロポーザル提出時の見積には、定額計上分は含めないでください。他方で、定額計上指示された業務につき、定額を超える場合は、p39(3)の通り、別見積として提案してください。
5	第 3 章 4. 見積書にかかる留意事項 (4)定額計上について(P40)	5 資料翻訳 翻訳一式 の中には報告書翻訳代(インセプションレポート、現地調査結果概要用、機材仕様書、準備調査報告書等)は含まれず、別途本見積の報告書作成費に計上するという理解でよろしいでしょうか。	定額計上のうち、資料翻訳は、報告書翻訳代を含みます。
6	第 2 章 特記仕様書案 【2】第 4 条 (10)【現地企業活用型にかかる調達事情調査】① (P21)	現地企業の施工技術能力を確認するため、現地調査時に候補企業が過去に施工した現場の確認を行うことが求められています。かかる施工実績は、 施設(建屋)・道路舗装の施工実績 と理解しております。 一方、「特に、世銀が実施している「 灌漑開発事業 」を受注している現地企業が有る場合は、同企業の過去の 施工現場 を確認する。」と記載ありますが、あくまでも、本事業で整備対象となる施設・道路舗装に類似する施工実績を確認するとの理解で宜しいでしょうか？	現地企業の施工技術能力確認は、施設(建屋)・道路舗装の施工実績が中心ですが、機材整備のための現地企業について、取り扱っている重機の調査も必要です。 世銀の灌漑開発事業を受注している企業については、本事業で整備する重機検討の観点から調査してください。
7	第 2 章 特記仕様書案 【2】第 3 条 (11)相手国機関との調整(P18)	「民間企業への貸し出し制度を確認する。民間企業への機材貸し出し制度が不備の場合は、技術協力「灌漑区再活性のための 能力強化プロジェクト 」と連携しながら、 制度整備を行う。 」とありますが、本業務で行うのでしょうか？ 事業実施段階で行うのでしょうか？	事業実施段階では、重機の活用方法が明確になっている必要があるため、民間企業への機材貸し出し制度の存在、可否については、本調査業務内で確認します。民間企業への貸し出しが必要と判断され、かつ整備されていない場合は、制度整備が先方負担事項であることを本調査業務内で合意します。

8	<p>案件概要 3. 事業概要 (1) 事業概要 ① 事業目的</p>	<p>調達機材は既存灌漑施設の定期的な維持管理レベルを目的としたものでしょうか？ プロジェクトベースで行う改修事業での使用も想定されていますでしょうか？ 新規灌漑地区の整備にも使用することを想定していますでしょうか？</p>	<p>既存灌漑施設の定期的な維持管理レベルを想定しています。技術協力プロジェクトの活動は、改修事業の計画づくりまでです。</p>
9	<p>P20 第4条 業務の内容 (6) 環境社会配慮にかかる調査</p>	<p>「ブルキナファソ国内法で求められている開発事業の許認可や承認プロセスを再確認し、同国環境省に提出する必要がある書類や承認等の有無を明確にする。」に関し、環境省への申請、承認を得る必要がある場合は相手国政府が承認を得るという理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。加えて本業務の一環として、ブルキナファソ環境省への申請を側面支援いただく想定です。</p>
10	<p>P20 第4条 業務の内容 (6) 環境社会配慮にかかる調査</p>	<p>環境省への申請等の国内で必要な手続きを調査団で支援すべきと判断された場合は、貴機構と協議し、再委託等を含め追加作業として契約変更を行うという理解で良いでしょうか。</p>	<p>住民移転など、特別な環境社会配慮が必要な場合において、現在の業務量で対応が難しいと判断される場合は、変更契約の検討をいたします。</p>
11	<p>P.28、第5条 成果品</p>	<p>インセプション・レポート及び現地調査結果概要は「英語・仏語」での作成で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>質問3に同じ</p>
12	<p>P.30、第5条 成果品 (7) 環境社会配慮に関する資料</p>	<p>各成果品の中で、第4条「業務の内容」(6)「環境社会配慮」①「初期環境調査」について記載するよう、指示があります。しかし、第4条「業務の内容」(6)「環境社会配慮」、の中に①「初期環境調査」及び、①以降の番号の記述がありません。①「初期環境調査」及び①以降の番号について補足頂けませんでしょうか。</p>	<p>第4条(6)において、初期環境調査の説明が抜けていました。以下の通り変更させていただきます。なお、①「初期環境調査」以降、②はないため、番号は削除します。 (変更前) 本事業の環境カテゴリは現時点で「B」としており、計画地周辺の関連開発計画、本事業による建築工事や撤去工事によって想定される周辺環境への影響を調査し、何らかの影響が考えられる場合</p>

			<p>にはその対策及びモニタリング計画を検討することとする。また、ブルキナファソ国内法で求められている開発事業の許認可や承認プロセスを再確認し、同国環境省に提出する必要がある書類や承認等の有無を明確にする。</p> <p>(変更後) 初期環境調査 (ア)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、初期環境調査(Initial Environmental Examination)として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領(2023年5月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。</p> <p>(イ)環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。</p> <p>ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認 (a)環境社会配慮(環境アセスメント、情報公開等)に関連する法令や基準等 (b)「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法</p>
--	--	--	---

			<p>(c)関係機関の役割</p> <p>イ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施</p> <p>ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)</p> <p>エ) 影響の予測</p> <p>オ) 影響の評価及び代替案の比較検討</p> <p>カ) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討</p> <p>キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成</p> <p>ク) 予算、財源、実施体制の明確化</p> <p>ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)</p> <p>コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計</p>
--	--	--	--

			(ウ)相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書(案)を作成する
13	第6条 再委託	道路測量は企画競争説明書にて指示されていますが、機材整備場の測量は想定されていませんか。	機材整備場の測量も含まれます。
14	第6条 再委託	「解析」の再委託では具体的にどのような業務・成果を想定されていますでしょうか。	地質調査・測量の結果から、設計のための基礎情報を分析することを想定しています。再委託が不要とのご判断であれば、その旨をご提案ください。
15	企画競争説明書: 別紙 案件概要 3. 事業概要 (P33)	本件で調達する機材について、外務省ウェブサイトで公開されている案件概要書 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100593955.pdf) には、灌漑施設診断調査・改修用機材として「地形測量ロボット」の記載がありますが、企画競争説明書では、地形測量ロボットの記載がなくなっています。かかる記載変更を踏まえ、本件プロポーザルでは、地形測量ロボットはナシと理解してよいでしょうか。また、上記質問の回答がアリの場合、JICA が想定する地形測量ロボットの目的・仕様についてご享受下さい。	本事業に必要な機材の種類、仕様・点数は、調査において決定するため、地形測量ロボットの要否、仕様については本業務において調査します。

以上